

告 示 第1495号

令和7年12月18日

鹿児島市長 下鶴 隆央

(仮称)鹿児島市新学校給食センター整備運営事業を実施する民間事業者の選定に係る企画提案競技の実施について(公告)

(仮称)鹿児島市新学校給食センター整備運営事業を実施する民間事業者の選定に係る企画提案競技を下記のとおり行うについて、本募集に参加する者に必要な資格及び事業者選定基準を次のとおり定めたので、公告します。

記

1 企画提案競技に付する事業名等

- (1) 事業名 (仮称)鹿児島市新学校給食センター整備運営事業
- (2) 事業場所 鹿児島市石谷町1150番ほか
- (3) 事業期間 契約締結の日から令和26年8月31日まで
- (4) 事業内容

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、選定事業者が現在の松元学校給食センターに代わる新学校給食センター(以下「本施設」という。)の設計、建設等を行うとともに、本市への所有権移転後は、本施設の維持管理及び運営を行うことを業務範囲とする。

本企画提案競技に参加する者は、審査の結果、優先交渉権者となった場合は、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として登記簿謄本上の本店所在地を鹿児島市とした特別目的会社を設立し、次に掲げる業務を行う。

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 建築本体(附帯施設を含む。)に係る設計業務
- (ウ) 建築設備に係る設計業務
- (エ) 廚房設備に係る設計業務
- (オ) 外構に係る設計業務

- (カ) 一部受配校の給食室等の改修に係る設計業務
- (キ) 市が行う交付金申請等に係る支援業務
- (ク) その他上記業務を行う上で必要となる関連業務

イ 工事監理業務

ウ 建設業務

- (ア) 建設工事業務
- (イ) 引渡し業務
- (ウ) その他上記業務を行う上で必要となる関連業務

エ 厨房設備の調達・搬入設置業務

オ 各種備品等調達業務

- (ア) コンテナ・食器食缶等調達業務
- (イ) 施設備品等調達業務
- (ウ) その他上記業務を行う上で必要となる関連業務

カ 一部受配校の給食室等の改修業務

キ 開業準備業務

ク 維持管理業務

- (ア) 建築物維持管理業務
- (イ) 建築設備維持管理業務
- (ウ) 厨房設備維持管理業務
- (エ) 各種備品・配送車両維持管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 附帯施設・外構維持管理業務
- (キ) 警備業務
- (ク) その他上記業務を行う上で必要となる関連業務

ケ 運営業務

- (ア) 食材の検収補助・保管業務
- (イ) 調理等業務
- (ウ) 配送・回収業務
- (エ) 洗浄・消毒及び残渣等廃棄物処理業務
- (オ) 衛生管理業務
- (カ) 献立作成支援業務
- (キ) 児童生徒に対する食育支援業務
- (ク) 広報支援業務
- (ケ) その他上記業務を行う上で必要となる関連業務

2 提案上限価格等

17, 347, 475, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、市議会による予算及び債務負担行為の設定に関する議決がなされないときは、市は事業仮契約を締結しないものとし、その場合において市はその損害賠償の責は負わないものとする。また市は、提案上限価格の算定根拠は公表しない。

3 本募集に参加する者に必要な資格

(1) 応募グループの構成等

ア 本事業に参加するグループ（以下「応募グループ」という。）は、本施設の設計・建設、厨房設備の設計・調達・搬入設置、工事監理、維持管理及び運営の各業務を含む事業実施のために必要な能力を備えた複数の民間事業者（以下、民間事業者を個別に「応募者」という。）で構成されるグループとすること。なお、応募グループには、上記以外の本事業を実施する上で必要となる業務を担当する応募者を含めることができる。

イ 応募グループを構成する応募者のうち、特別目的会社に出資する者で、特別目的会社から直接業務を受託又は請け負う者を構成員とし、構成員以外の者（特別目的会社から直接業務を受託し又は請け負う者）を協力企業として位置付けること。

ウ 応募グループは、参加表明書及び参加資格審査関係書類（様式あり）の提出時に代表企業を定めることとし、必ず代表企業が手続を行うこと。

エ 応募グループには、建設業務を行う者を除き、鹿児島市内に本店又は本社を有する応募者を1者以上入れること。

オ 同一の応募者が複数の業務を兼ねて行うことは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の応募者又は資本関係若しくは人的関係のある応募者が兼ねて行ってはならない。

(2) 応募者に必要な共通の資格要件

ア PFI法第9条各号の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 市が意見を聴取する学識経験者等又は学識経験者等が所属する企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

エ 本事業に係る事業手法選定等支援業務及び事業者公募等アドバイザリー業務の受託者であるパシフィックコンサルタント株式会社（東京都千代田区神田錦町三丁目22番地）並びに同社が業務提携する日比谷パーク法律事務所（東京都千代田区有楽町一丁目5番1号）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

オ 「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業 実施方針」を公表した令和7年9月19日（以下「公表日」という。）から参加資格確認の基準日までの間において、市が定める指名停止に関する要綱に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力

団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。

キ 公表日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生開始手続の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

ク 納期の到来している国税、都道府県税、市区町村税を完納していること。

ケ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していると認められる者であること。

コ 本事業を安定的・継続的かつ効率的・効果的に実施できる経験及びノウハウを有していると認められる者であること。

（3）応募者に必要な業務別の資格要件

ア 設計業務を行う者に必要な資格要件

設計業務を行う者は、次の(ア)から(カ)までの要件を全て満たすこと。ただし、業務を複数の者で行う場合は、全ての者が(ア)の要件を満たし、かつ、少なくとも1者は全ての要件を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

なお、「相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設（HACCPの認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設計の完了若しくは運営実績、ドライシステムの学校給食施設（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）若しくは民間調理施設の実施設計の完了若しくは運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績又はHACCPに関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。

(ウ) 平成22年4月1日以降、国又は地方公共団体が発注する延べ面積2,000平方メートル以上の建築物の改修を除く実施設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(エ) 平成22年4月1日以降、ドライシステムを導入した学校給食施設又は集団調理施設の実施設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(オ) 一級建築士の資格を有する者を監理技術者として設計業務期間中に配置できること。

なお、当該技術者は常勤の社員であり、かつ、設計業務期間中において直接的雇用関係があり、かつ、平成22年4月1日以降、国又は地方公共団体が発注する延べ面積2,000平方メートル以上の建築物の新築等に係る実施設計業務に監理技術者として又は建築（意匠）主任技術者として従事した実績を有していること。

(カ) 一級建築士の資格を有する者を建築（意匠）主任技術者として設計業務期間中に配置できること。なお、当該技術者は常勤の社員であり、かつ、設計業務期間中において直接的雇用関係があること。

イ 工事監理業務を行う者に必要な資格要件

工事監理業務を行う者は、次の(ア)から(オ)までの要件を全て満たすこと。ただし、業務を複数の者で行う場合は、全ての者が(ア)の要件を満たし、かつ、少なくとも1者は全ての要件を満たすこと。

(ア) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。

(ウ) 平成22年4月1日以降、国又は地方公共団体が発注する延べ面積2,000平方メートル以上の建築物の改修を除く工事監理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(エ) 平成22年4月1日以降、ドライシステムを導入した学校給食施設又は集団調理施設の工事監理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(オ) 一級建築士の資格を有する者を監理技術者として工事監理業務期間中に配置できること。なお、当該技術者は常勤の社員であり、かつ、工事監理業務期間中において直接的雇用関係があること。

ウ 建設業務を行う者に必要な資格要件

建設業務を行う者は、次の(ア)から(キ)までの要件を全て満たすこと。ただし、業務を複数の者で行う場合は、全ての者が(ア)から(エ)までの要件を満たし、かつ、少なくとも1者は全ての要件を満たした上で、構成員となること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、建築工事業の許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。

(イ) 建築工事業につき特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 市の建設工事等競争入札参加資格を有し、業種名が「建築工事」に登録されていること。

(エ) 鹿児島市内に本店又は本社を有すること。

(オ) 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格者名簿登載に係る令和7年7月1日付けの有資格決定通知書に記載された建築一式工事の等級が「A級」であって、かつ、総合点数1,200点以上であること。

(カ) 平成22年4月1日以降に竣工した、国又は地方公共団体が発注する鉄筋コンクリ

ート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、かつ、延べ面積2,000平方メートル以上の建築一式工事のうち改修を除く完工工事実績（完了及び引渡し済みのものに限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が15パーセント以上のものに限る。）を有していること。

(イ) 平成22年4月1日以降に竣工した、国又は地方公共団体が発注する鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、かつ、延べ面積2,000平方メートル以上の建築一式工事のうち改修を除く完工工事実績（完了及び引渡し済みのものに限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が15パーセント以上のものに限る。）において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての施工経験を有し、かつ、参加資格確認の基準日において、監理技術者資格者証（建築）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有している者であって、連続して3月以上の直接的な雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。

エ 廉房設備の調達・搬入設置業務を行う者に必要な資格要件

廉房設備の調達・搬入設置業務を行う者は、次の(ア)の要件を満たすこと。ただし、業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(ア)の要件を満たすこと。

(ア) 平成22年4月1日以降、ドライシステムを導入した学校給食施設又は集団調理施設の新築工事に係る厨房設備の調達・搬入設置業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

オ 維持管理業務を行う者に必要な資格要件

維持管理業務を行う者は、次の(ア)の要件を満たすこと。ただし、業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は(ア)の要件を満たすこと。

(ア) 平成27年4月1日以降、国又は地方公共団体が発注する延べ面積2,000平方メートル以上の建築物の維持管理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績（PFI方式又はDBO方式等による事業で、維持管理の期間が長期にわたる業務の場合、当該事業の事業期間が終了していない場合であっても、事業の開始が平成27年4月1日以降で、かつ、開始後1年以上を経過している場合には実績として認めるものとする。）を有していること。

カ 運営業務を行う者に必要な資格要件

運営業務を行う者は、次の(ア)から(エ)までの要件を全て満たすこと。ただし、業務を複数の者で行う場合は、全ての者が(ア)の要件を満たし、かつ、少なくとも1者は全ての要件を満たすこと。

(ア) 学校給食施設（全ての調理方式を含む。）において、令和4年4月以降、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条第1項若しくは第2項、第60条第1項若しくは第2項又は第61条に基づく不利益処分を受けていないこと。また、学校給食調理業務において、履行期間の途中で契約解除となったことがないこと（発注者の責

めに帰すべき事由による場合を除く。) 及び落札等の決定後に正当な理由なく契約締結を辞退したことがないこと。

- (イ) H A C C P 対応施設に対する相当の知識を有していること。
- (ウ) 平成 27 年 4 月 1 日以降、国又は地方公共団体が発注したドライシステムを導入し、かつ、1 日あたりの提供食数が最大 5,000 食以上の学校給食施設の調理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績 (P F I 方式又は D B O 方式等による事業で、運営の期間が長期にわたる業務の場合、当該事業の事業期間が終了していない場合であっても、事業の開始が平成 27 年 4 月 1 日以降で、かつ、開始後 1 年以上を経過している場合には実績として認めるものとする。) を有していること。
- (エ) 1 回 2,000 食以上を調理する大量調理施設において、調理業務の実務経験を 3 年以上、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を調理責任者として運営業務期間中に配置できること。なお、当該責任者は常勤の社員であり、かつ、運営業務期間中において直接的雇用関係があること。

4 優先交渉権者の決定方法

提案上限価格の範囲内であり、募集要項等で指定する性能等の要求水準を全て満たしている提案をした応募グループの中から、別添の事業者選定基準に従い優先交渉権者を決定する。

5 応募手続

(1) 資料の配布

本企画提案競技への参加を希望する者に対し、募集要項等に係る配布資料を次のとおり配布する。

ア 配布期間 令和 7 年 12 月 18 日 (木) から令和 8 年 1 月 6 日 (火) (土曜日及び日曜日並びに令和 7 年 12 月 27 日から令和 8 年 1 月 4 日までを除く。)

イ 配布時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までの時間を除く。
)

ウ 配布場所 鹿児島市教育委員会事務局教育部保健体育課学校給食係
〒 892-8677

鹿児島市山下町 6 番 1 号

電話 099-227-1989

電子メール hotai-kyushoku@city.kagoshima.lg.jp

ホームページ

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kosodate/gakko/kyusyoku.html>

(2) 説明会及び現地見学会の開催

本企画提案競技への参加を希望する者に対し、説明会及び現地見学会を次のとおり開催

する。

ア 開催日 令和8年1月6日（火）

イ 時 間 説明会：午前10時30分から 現地見学会：午後1時から

ウ 場 所 説明会：鹿児島市山下町6番1号 鹿児島市教育総合センター3階 青年会館第1・第2研修室

現地見学会：対象施設は、配膳室に改修する現在の自校方式校給食室等を予定し、詳細は参加申込を行った応募者に対して個別に連絡する。

説明会及び現地見学会への参加を希望する者は、「募集要項等に関する説明会及び現地見学会参加申込書」に必要事項を記載の上、令和7年12月25日（木）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）に、（1）に記載の宛先まで電子メールにより申し込むこと。

（3）参加資格審査に関する書類の提出と参加資格の確認

本企画提案競技への参加を希望する者は、参加資格を満たすことを証明するため、令和8年2月16日（月）から同月27日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間に参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出して参加資格審査を受けなければならない。

参加資格の確認基準日は、参加表明書の受付日とする。

なお、上記期間内に参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格を欠く者は、本企画提案競技に参加することができない。

また、参加資格の確認を受けた後は、応募グループの構成員及び協力企業の追加及び変更は原則として認めない。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、代表企業を除き認めることとする。

（4）参加資格審査の結果の通知

令和8年3月10日（火）までに参加資格審査の結果を応募グループの代表企業に通知する。なお、市はその際あわせて受付番号を通知する。

また、参加資格がないと判断された応募グループは、市に対して令和8年3月11日（水）から同月19日（木）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）の間に書面により、その理由の説明を求めることができる。説明を求められた場合は、令和8年3月31日（火）までに書面により回答する。

（5）提案書類の提出

参加資格の確認を受け、受付番号の通知を受けた応募グループは、令和8年4月1日（水）から同月30日（木）午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間に提案書類を提出すること。

6 提出書類の作成方法等

（1）提出書類の作成方法

参加表明書及び参加資格審査申請書類並びに提案書類の作成は、別に定める様式集によるものとする。

提案価格は、市が支払うサービス対価の合計額とすること。

なお、提出書類には正本・副本ともに、構成員及び協力企業の名称が類推できる記述を行わないこと。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 応募者及び当該企業と資本関係若しくは人的関係のある者は、他の応募グループの構成員又は協力企業となり、複数の提案を行うことはできない。

イ 提出書類の修正、差替え及び再提出は認めない。

ウ 提出書類の著作権は、応募グループに帰属する。

ただし、市は本事業の実施にあたり公表等が必要と認められるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、採択に至らなかった応募グループの提出書類については、本事業の審査に関する公表以外には使用しない。

エ 提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則応募グループが負うものとする。

オ 応募グループから提出された提出書類は返却しない。

カ 応募その他の手続に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

(3) 費用負担

応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

7 応募の辞退

参加資格の確認を受けた応募グループは、応募を辞退することができるものとする。

8 提案書類に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出書類の審査にあたり、応募グループに対するプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 開催日 令和8年6月下旬

(2) 開催時間及び場所 参加資格の確認を受け、受付番号の通知を受けた応募グループの代表企業に個別に連絡する。

9 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (1) 参加資格を有しない者又は市の参加資格審査の結果を通知する書類を受領しなかった者が行った提案
- (2) 参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者が行った提案
- (3) 市の参加資格審査の結果の通知後、提案書類の提出日までの間に参加資格要件を欠いた者を構成員又は協力企業として構成している応募グループが行った提案
- (4) 応募者が二以上の提案をしたときは、その全部の提案（他の応募者の代理人として提出する提案も含む。）
- (5) 明らかに連合によると認められる提案
- (6) その他提案の条件に違反した提案

1 0 市議会の議決

本事業の契約締結については、PFI法第12条の規定等に基づく鹿児島市議会の議決を経なければならない。そのため、まず事業仮契約を締結し、市議会の議決がなされたときに、当該仮契約を本契約とみなすものとする。

1 1 その他

詳細は、募集要項等による。